

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	2年度予算額	3年度予算案	増▲減額	反映額
経済産業省	(28) クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金	本省	—	13,000の内数	15,500の内数	2,500の内数	▲355
事案の概要	クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金は、クリーンエネルギー自動車（EV（電気自動車）、PHV（プラグインハイブリッド自動車）、CD（クリーンディーゼル自動車）、FCV（燃料電池自動車）。以下「CEV」という。）等の普及を促進し、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制や石油依存度の低減を図ることを目的に、車両導入の際の負担軽減による需要の創出を図り、量産効果による価格低減を促進するための導入補助を行うものである。（本調査は、平成27年度予算執行調査のフォローアップ調査として実施。）						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 価格低減インセンティブ

現行の一充電走行距離に応じた補助額の算定方法では、バッテリーの容量が大きくなることに伴い、一充電走行距離は向上しているものの、車両価格の上昇や、車両重量の上昇による電費（1kwhあたりの走行距離）の悪化に繋がり、顧客ニーズに合致した車両性能の向上が図られておらず、量産効果による価格低減に寄与しているとは言えない。

そのため、EVについては、一充電走行距離だけでなく電費の改善を促し、利便性とコストの両面の向上に繋がる補助スキームに変更すべき。

また、PHVについても、車両性能の状況を踏まえ、現在の補助スキームの変更について検討を行うべき。

2. EV・PHVの定着状況

二酸化炭素の排出抑制や石油依存度の低減を図るためには、受給者がCEVを保有した上で、継続的に使用する必要があることから、一定期間（財産処分制限期間）内にEV・PHVの買い替え等を行った場合には、買い替え後の車種や理由等を把握できるよう、財産処分承認申請書を改訂し、原因分析を行うことにより、更なる需要創出を図るための方策を検討すべき。

反映の内容等

1. 価格低減インセンティブ

電費の向上など顧客ニーズに合致した車両性能の向上を図ることにより、量産効果による価格低減に寄与するよう、

・EVについては、一充電走行距離に加えて、電費に応じた補助額の算定方法となるよう見直しを行った。（反映額：▲234百万円）

・PHVについては、これまで一充電走行距離が40km以上の場合に一律20万円補助が交付されていたが、電費に応じた補助額の算定方法となるよう見直しを行った。（反映額：▲121百万円）

2. EV・PHVの定着状況

更なる需要創出を図るための方策を検討するため、令和3年度より、一定期間（財産処分制限期間）内に補助対象車から買い替えした車種や理由等を把握できるよう財産処分承認申請書を改訂することとし、原因分析を行うこととした。